

標題

Panama 籍船に搭載されるイマーシヨンスーツの搭載免除
について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0670
発行日 2006 年 8 月 29 日

各位

Merchant Marine Circular No.144 において、SOLAS Chapter IX Reg.1 に定義されるばら積み貨物船以外のパナマ籍船で、北緯 32 度及び南緯 32 度の間の温暖海域に専ら従事する場合には、SOLAS Chapter III Reg.32.3 で要求されるイマーシヨンスーツの搭載が免除できます。

今般、パナマ政府よりイマーシヨンスーツ搭載の仮免除証書を発行する代行権限が弊会に付されましたので、ご希望の場合は、最寄りの支部又は事務所に仮免除証書発給の申請書を提出下さい。申請書には、本証書の送付先並びに北緯 32 度及び南緯 32 度の間に専ら従事する旨記載頂きます様お願い申し上げます。また、仮免除証書発給の際に貨物船安全設備証書(SE Certificate)を“4 That an Exemption Certificate has / ~~has not~~ been issued.”と変更する必要がありますのでご注意下さい。また、仮免除証書の有効期間は 3 ヶ月です。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。